

平成 21 年度第 19 回税制調査会

日 時：平成 21 年 12 月 4 日（金）17 時 05 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11 階 共用第 1 特別会議室

○峰崎財務副大臣

定刻を少し過ぎておりますので、ただいまから第 19 回「税制調査会」の会合を行いたいと思います。

本日は、昨日に引き続きまして、主要事項のとりまとめに向けた議論ということで、たばこ税、個人所得課税、市民公益税制（寄附税制）、暫定税率の廃止、エネルギー課税等、それから、地方環境税。これらについて審議を行いたいと思います。大変重要な項目でございます。

本日の議題に入ります前に、まず藤井会長及び原口会長代行よりごあいさつをいただきます。

藤井会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○藤井財務大臣

毎回、本当に同じことを言っているわけですが、新しいこの仕組みが皆様方の御努力によってこうやって機能しているということを実にうれしく思っております。私は出るときには何も言わないで、むしろ皆様のお話を承る、そしゃくするというのが私の仕事だと思っておりますので、どうか御自由な議論を展開していただければありがたいと思います。よろしくお願ひします。

○峰崎財務副大臣

原口会長代行、ごあいさつをよろしくお願ひします。

○原口総務大臣

御苦勞様でございます。本当に連日、大変大きな御努力をいただいて、私の役割は藤井大臣がそしゃくされたものをしっかり国民に届けるということだろうと思ひます。多くの地域の皆さん、多くの国民の皆さんとの共同で現実にしていく。この作業を一生懸命頑張っていきたいと思ひますので、実りの多い議論を、いよいよ大詰めでございますが、よろしくお願ひいたします。

○峰崎財務副大臣

今後の大綱のとりまとめに向けて、最終的な意見集約を図ってまいります。本日は議題に入ります前に御意見があれば、本日の議題にかかわらずお伺ひしたいと思ひておりました。

社民党の阿部政審会長、何かありますでしょうか。

（カメラ退室）

○阿部社会民主党政策審議会長

個人所得課税のところでお話をさせていただきます。

○峰崎財務副大臣

わかりました。

国民新党の下地政調会長も、沖縄関連での発言があるということで予定をしておりましたけれども、まだお見えになっていませんので、お見えになり次第お聞きするということで、まず先に進めさせていただきたいと思います。

それでは、たばこ税について入ってまいりたいと思います。古本、小川両政務官から御説明をお願いいたします。

○古本財務大臣政務官

連日お疲れ様でございます。政務官の古本でございます。

たばこにつきましては、資料が2つ入っております。A4判の横書きを御覧いただきたいと思います。

1枚おめくりいただきまして、とりまとめに向けての論点を3つ整理してございます。

まず、1点目でございます。たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があるのではないか。引き上げ幅の判断に当たっては、たばこの消費、税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を見極めつつ行っていくこととしてはどうかという提案が1点目でございます。

2点目で、その際に現行のたばこ法制（たばこ事業法等）の扱いについて、どうするのか。これが2点目になります。

3つ目で、上記の方針に沿いまして、平成22年度においては、その第一歩として税率の引き上げを行うこととしてはどうかという提案でございます。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、小川政務官。

○小川総務大臣政務官

地方税のたばこ税に関する論点でございますが、伝統的に1対1で国と地方でたばこ税の課税を行ってまいった経過がございます。本税制調査会の結論次第でございますが、仮に引き上げを御検討いただく場合には、この1対1の配分割合を前提に御検討いただきたいと思います。

以上です。

○峰崎財務副大臣

それでは、古本政務官、どうぞ補足してください。

○古本財務大臣政務官

今、総務の方からもお話しいただきましたが、これは現在、財政物資であるたばこという大変大きな事実がございまして、たばこ事業法について改めて整理をしたいと

思います。

これは、葉たばこの全量買い入れ義務が課せられています。それから、JTによる製造独占がございます。小売業者に対する許可制がございます。更には、健康及び未成年者喫煙防止の観点から、販売方法、注意表示、広告等に関する規制などを定めてございます。

他にたばこに関連する法律としては、日本たばこ産業株式会社法（JT法）、たばこ耕作組合法、健康増進法、未成年者喫煙禁止法等々、厚労所管の法律も含め、共管も含め、たばこ関連の法制の取扱いについて、併せて考えていくということに恐らくなるんだろうとっております。

若干の補足をさせていただきました。

○峰崎財務副大臣

それでは、たばこの問題でございますが、どなたからでも結構でございますので、先ほど古本政務官が提起をいたしました論点に沿いながらお話しいただければと思います。

それでは、厚労副大臣、どうぞ。

○長浜厚生労働副大臣

このとりまとめについてというペーパーに関しては、多分、どなたも異論がないのではないかというふうには思いますが、この第1番目と第3番目の○に書かれている真ん中で、今回のたばこの税率の上げ幅と言ったらいいのか、たばこの値段の上げ幅と言ったらいいのか、そこと、再三おっしゃられているたばこ事業法との関係です。

例えば、どのぐらいの上げ幅ならこのたばこ事業法に何か影響があるのか、あるいは全く、ここのたばこ事業法を改正するとか廃止するとかという議論と今日の議論はそれほど直結をしていないのか、その辺について教えていただければと思います。

○峰崎財務副大臣

それでは、まず質問が出ましたので、古本さん、お願いします。

○古本財務大臣政務官

今の御指摘の点を少し整理しますと、たばこ事業法というものは財政物資であるということは勿論ですけれども、このたばこ事業全体を育成し、涵養し、もってたばこの販売を促進して、言わばたばこ税を通じて国庫に寄与する。更には、地方の財政に貢献していただく。今や旧国鉄の債務の償還にも大変な御貢献をいただいている財政物資であるという整理がございます。その際に、税率を幾らにしたら、今、申し上げた趣旨に反するかというのは、恐らく相当難しい判断があるんだろうとおります。法制的な趣旨の判断を含めて至るんだろうとおります。

マニフェストで御案内のとおり、この場でも累次にわたって御意見がありました。たばこ事業法は倒していくという記載があるということなんですが、おそらく、このたばこ事業法を倒していくということは、今、申し上げたような目的でやってきたこ

とを、これからはむしろ健康目的から販売を言わば抑制し、更には喫煙を少し、禁煙する人は禁煙していただき、そういうことによって、もって国民全体の健康に資する目的に法律を変えていくということだと思っております。

その際に、このたばこ事業そのものを倒したら明日からこの世から消えるわけではありませぬので、引き続き、たばこ事業は営んでいくわけでありまして、何より多くの関係者は、このたばこ事業で今日営んでおられますので、そこの少し時間軸での整理をしていく意味において、たばこ事業法を倒すというふうにマニフェストでは記載があるんですけども、具体的に言えば今日的に、少なくとも来年度の改正でそういうことまでやっていくんだらうかということにいささかのちゅうちょを覚えるということでもあります。

○長浜厚生労働副大臣

そうすると、具体的にはとおっしゃいますが、例えば具体的に、今、300円として、300円のたばこを320円にするということと、あるいは300円のたばこを500円にするということと、その問題とは直接、今、この事業法の改正とは直結していないと考えてよろしいですか。

○古本財務大臣政務官

これは法制的な立脚点がありますので、それぞれ逐条で確認する必要があるんだらうと思っておりますけれども、過般、厚労副大臣がこの場でおっしゃったような金額に一足飛びということになりますと、おそらく現在のたばこ事業法を全く何もせずに立っていられるということにはならないのであらうと思っております。

○峰崎財務副大臣

それでは、文部科学副大臣、どうぞ。

○中川文部科学副大臣

そのことを整理すると、来年度に向かっては漸進的などいいますか、小幅の値上げをしていくということ。これを確認した上で、将来にわたって、それが来年になるのか、再来年になるのかというのはともかくとして、それにわたって、我々がマニフェストで表明をした形ですね。それは健康ということを前提にした改革をしていく。それと同時に、このJTそのものを民営化していきながら、これは株の売却ということも前提にあるんだらうと思っておりますが、それと、いわゆる葉たばこ農家への対応を考えていくというふうなこと。この根本的な部分での改革に向けての具体的な議論というものは、やはり私は始めるべきだらうと思っております。それで、この議論を始めるということと、来年に小幅の値上げをしていくということについての議論というものは少し切り離して、ここで整理をして考えていただいて、その上で方向性だけは確認をしていくというふうなことがいいのではないかと私は思っております。

その上で、ひょっとしたら、この民営化に向かっての流れの中で、今、株式の国の保有部分というものを民営化していくという流れについては先行してやって、財源に

向けて寄与していくというふうな選択肢も、これは税調を越えていますけれども、考えていけるのではないかということ。そのことも付与して総合的に考えていくということが大事なのではないかと思うんです。

○峰崎財務副大臣

今の御発言を確認しますが、要するにマニフェストに基づいて、たばこのこれからの位置づけは、たばこ事業法を廃止して、健康増進目的の法律を新たに制定する。その際に、これからの課題としては、今、申し上げられた葉たばこ農家とか、政府の保有株式の在り方とか、事業規制といったことについての論議をこれから開始していく。こういうことをスタートすべきだという話ですね。

○中川文部科学副大臣

それと、来年の値上げの分については別個にする。話を区別していくということだと思います。

○峰崎財務副大臣

わかりました。

それでは、山田副大臣、どうぞ。

○山田農林水産副大臣

農水の立場からなんですが、これまでも葉たばこについては農家が1万3,000戸いて、しかも中山間地域、離島とか半島とか、その中の本当に若い人も含めて、たばこが中核的に限界集落を担っているという事実があるので、これは是非考えてほしいと言ってまいりました。でも、この税調の中で小幅な値上げというのは、私どももやむを得ない。そう思っております。

ただしと言ったらなんですが、たばこの耕作農家で、それだけ今度どんどん減らされていくということにならないように、それなりの所得保障と言ったらなんですが、例えば今、国産葉たばこは38%しか使われていないということなんですけれども、これはまだ政府が持ち株会社ですから、これをもう少し、国産の葉たばこを使ってもらう。あるいはその分、やめざるを得なくなっていく農家、いわゆる取引量が減ってくれば、その分を国の事情でもって、こうして消費者が減って行って、今、本当に担っている農家がそれによって影響を被ることのないように、国が責任を持って、その補てんをしていただきたい。これは是非、お願いしたいと思っています。

○峰崎財務副大臣

それでは、増子副大臣、どうぞ。

○増子経済産業副大臣

この「たばこ税（とりまとめに向けて）」の項目の中で「国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって」と書いてあります。少し格好よ過ぎるのではないかと思うんです。やはり税収が欲しい。私はむしろはっきり、健康と同時に税収を上げたいというぐらいはっきりした方が、国民の皆さんにとっては、ある意

味では納得がいくのではないだろうかという気がいたしております。なぜならば「健康の観点から、たばこの消費を抑制する」と言いつつ、一方では「たばこの消費や税込、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を見極めつつ」という、これは影響があればやめるんですかという話にもなってきます。

あるいはたばこ事業法の改廃も含めて、たばこ事業法に代わるどのようなものをつくっていくのかということも考えてみたときに、抜本的に変える時期に来ていることは間違いなくと思っています。先般、たばこの値上げについては国民の皆さんの理解が得られているという発言をここで申し上げましたところ、大変たくさんのメールをちょうだいしまして、それは反対だという人と賛成だという方が半分半分でございます。それは立場によっても全く違うし、ある意味では偏っている方々もいらっしゃいます。健康という観点と同時に、これは以前の自民党の政調時代からそうですが、たばこは魅力的な増収の財源なんです。ですから、ここははっきりと、健康の観点と同時に財源という形からも、是非、国民の皆さんにも御協力いただきたいということをはっきりおっしゃった方が理解を得やすいのではないだろうか。

その上で、たばこ農家に対してどのような支援体制をつくっていくのか。あるいはたばこ小売店にもどのような支援をしていくのか。また、たばこ事業そのものの在り方がどういうふうにあるべきかということの議論をした上で結論を持っていくことも、また一つの考え方ではないかということを取りあえず申し上げさせていただきたいと思います。

○峰崎財務副大臣

それでは、厚生労働副大臣、お願いします。

○長浜厚生労働副大臣

今、税込の話が出ました。私は先ほど御答弁いただいた、今のたばこ事業法においても、自分の発言ですから、500円、600円という価格を設定しても、要するにたばこ事業法に反する違法行為だという認識は持っていないのですが、今、税込の話が出ましたので、先般申し上げている、いわゆるたばこの枠組み条約ですが、健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から、現在及び将来の世代を保護する。こういう条約を批准して、健康の観点から私は申し上げているわけですが、税込の話ですので、仮に500円とか600円にした場合、どのぐらい、税込に破壊的な効果を及ぼすのか、数字はお持ちなんでしょうか。

○峰崎財務副大臣

それでは、そのデータをお願いします。

○古本財務大臣政務官

まず、お配りしている資料の参考資料という方を改めて御覧いただきたいと思うんです。

2ページ目を御覧いただきたいと思うのですが、ちょうど平成8年度がピークでござ

ざいまして、3,400億本が販売されておりました。その後、3度にわたり、約180銭の税の引き上げで、販売価格において1本1円のいわゆる値上げを行ってまいりましたが、現在は1,000億本、消費が減少しています。これは過般、増子副大臣からも御指摘があったかに記憶していますけれども、値上げが原因で禁煙したのではなくて、折からの健康ブーム、あるいはいろいろな社会のそういう外部環境から禁煙した人もいるという御指摘もありましたが、これは少なくとも、この1円の値上げによってこういう形で1,000億本、消費が減っているのは事実だと思います。

その上で、改めておさらいでありますけれども、3ページを御覧いただきますと、厚労副大臣から仮に500円、600円に引き上げた場合の増収効果なのか、減収効果なのかという御指摘でございますが、正直、500円の場合にどうなるかというシミュレーションの数字は、現在においては精緻なものは持ち合わせておりません。ただ、過去の係数から類推するならば、ただいま申し上げる数字が一つの指標になるんだと思うんですけれども、過去、平成15年には0.82円、82銭、税金で引き上げました。そのときは初年度で国と地方合わせて1,600億円の増収、平年度で約2,100億円の増収でした。

他方、平成18年のときには、だんだん健康ブームにもなったんでしょう、おそらくいろんなたばこのパッケージにも、吸い過ぎは健康によくないというものから、最近ではもう少し直截な表現になっていきますし、それはたばこ事業法でもそう記載せよという御指示でありますので、JTの方でパッケージに記載いただいています。輸入たばこも記載いただいています。

そういたしますと、平成18年の際には初年度で1,300億円に圧縮されています。平年度で1,800億円です。この状況を少し係数的に当てはめて、全く単純に平成22年度ベースで機械的試算を行いますと、初年度で1円の場合で1,000億円、平年度で1,300億円ありますので、今、仮に500円ということになれば1本で10円の値上げになりますので、恐らく10倍、1本10円で200円ですね。ですから、1本10円でいわゆる500円になると思いますので、おそらくこの係数は全く当てにならないと思いますし、これを機械的にはめれば何か数字が出てくるんだと思いますけれども、少し責任を持った数字ののりを越えているので、試算をした精緻な数字はあるかといいますと、ありません。1円でこういう状況になっているという事実がございます。

○峰崎財務副大臣

いかがでございましょうか。

阿部さん、どうぞ。

○阿部社会民主党政策審議会長

この御議論はずっと、ある意味での平行線をたどりながら、そもそもどういう位置づけで、このたばこに関する税の引き上げを行っていくのかということに始まって、幅も含めて御議論のあるところとは思ってずっと承っておりました。しかしながら、

先ほど長浜副大臣が御指摘のように、たばこ規制の枠組み条約の、特に私は6条の1の、特に年少者のたばこの消費を減少させることに関する効果的及び重要な手段であるということは、この政権が子どもとか未来ということをきちんと視野に入れて成り立つ政権であるということを考えて場合に、もう一度、そこを確認し合って進んでいただきたいと思います。

最近、やはり若い人の、それも特に女性の喫煙というのは子ども、赤ちゃんに及ぼす影響も多大で、いろんな御意見がある中、しかし、政権の哲学としてはそうしていただきたいし、あと、山田先生がおっしゃったような、上げると決めたら、それはそれで葉たばこ農家へのどういう支援策があるのかということにも踏み込んでお話を進めていただけた方が、私はやはり政権らしい選択であると思います。

○峰崎財務副大臣

今、実は大変貴重な御意見をいただいたわけですが、いかがでしょう。この間、議論をしていて、今、阿部さんからお話ししましたように、考え方の転換が一応、理念的にはできているのではないかと。つまり、これからはやはり健康のためにも、このたばこということに対して価格を引き上げることによる効果というものをしっかり考えていこう。ただし、葉たばこ農家やJT、小売業、あるいは財政、これは税制ですね。これも与える影響が非常にあるので、それらを見極めつつ、これから価格を長期的には引き上げていこう。これが一つ大きな、1番目の〇のところですね。これは一致できるのではないかと。

問題は、現行たばこ法制の扱いは、マニフェストは先ほど古本さんがおっしゃったように、明確に廃止してと書かれています。ですから、これはおそらく、そのありようをめぐって、どうでしょう、たばこ事業法の改正あるいは廃止をめぐって1年先にしっかりと結論を出そうということ、この1年間ぐらいかけて、来年はこの改正問題を少し議論しましょうということ、このたばこ事業法の改廃についてしっかりと議論する。これはいかがでしょうか。

そして、最後に「上記の方針に沿って、22年度においては、その第一歩として税率引上げを行うこととしてはどうか」という提案でございますが、こういう形で、この真ん中のたばこ法制についての扱いは、少し1年間、今、文科副大臣がおっしゃられたようなこと、農水副大臣が言われたようなこと、あるいは税のこととか、非常に気になることがたくさんありますので、それらを含めて中長期的には引き上げの方向で、当面という考え方でいってはどうか。

こういう提案でございますが、そろそろ意見集約をさせたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、山田副大臣、どうぞ。

○山田農林水産副大臣

それでいいんですが、税制大綱の中に国産葉たばこの利用が、この2～3年の間、

かなり減ってきていますので、大綱の国産葉たばこをJTがもっと使うということと、たばこ農家にそういう被害をと言ったらおかしいんですが、補償の問題を明記していただければと思います。

○峰崎財務副大臣

それでは、経産副大臣からどうぞ。

○増子経済産業副大臣

健康の観点からということの主たるものとして考えて、今、言ったようなことを仮に実行されるとすれば、それは幅というものはどのぐらいのことを想定されているのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

幅というのはどういうことでしょうか。

○増子経済産業副大臣

値上げ幅です。

○古本財務大臣政務官

副大臣、これは率直に言って、1円以上はやったことがないんです。ですから、言わばK点が1円なんです。このK点超えをまさにしていくということは、これは全国の皆さん、サラリーマンの皆さんも本当に可処分が減っている中で、財布の中のお小遣いの中からたばこに回せる額というのは、私は相当厳しいと思うんです。そういう現実を考えますと、若干、報道で数字が躍っていた分もありますけれども、あの辺の数字というのは相当なダメージになるんだろうと思います。つまり、消費を抑制する効果があるんだろうと思います。

仮に、本当に財政当局が安定的に財政を確保したいならば、たばこ増税などやらない方がよほどいいです。それをあえて踏み出そうという提案をしている中で、おそらく、いわゆる数円であっても、かつてやったことのない数字に入ってきているということなんだろうと思います。感覚では思っております。

○増子経済産業副大臣

ということは、K点を超えない範囲内ということの理解とするんですか。

○古本財務大臣政務官

いや、違います。

○増子経済産業副大臣

どうするんですか。

○峰崎財務副大臣

副大臣、上げ幅とか、我々からすると、先ほど厚労副大臣がおっしゃったように、中長期的には、これはやはりかなりの金額を上げていかなければいけないという目標はしっかり立てようと思うんです。

○増子経済産業副大臣

今回の話ですよ。

○峰崎財務副大臣

ですから、今回の話は、この間から何度も言っていますように、来年度からは上げたい。ただし、上げ方については一任させてくれないか。こういう話を前回はしませんでしたか。

○増子経済産業副大臣

一任はしていませんよ。

○峰崎財務副大臣

一任というのは、この上げ幅はなかなか、実は党サイドの方もこの問題については大変関心を持っておられるというふうに聞いております。ですから、そういった点も含めて、こういった点について少し、上げ幅については一任させてもらえないか。いわゆる、会長とか会長代行のところはどうだろうかという話なんですけど、少し待ってください。

どうぞ。

○古本財務大臣政務官

失礼いたしました。

増子副大臣、過去1円以上はやったことがないということはまず共有すべきだと思います。ですから、その上で、今、数字の話という御議論になっているんですけども、改めて、私たちが今、問われているのは、鳩山総理から健康目的で少したばこのことを考えてもらえないかという御指示をいただいています。その後、この場の中でもそのことについて、異論のある人は私はいないんだろうというぐらい、議論が煮詰まってきたらと思うんです。

そこで、今、先生からたつての幅の話になっているんですけども、この健康目的から課税をしていくというのは一体幾らなんだろうというのは、それは厚労大臣、そして、厚労副大臣が具体的に公言されておられる500円とか600円とかというゾーンは諸外国等を見ても遜色のない、世界的なプライスにおそらくなるんだろうと思います。

ただ、諸外国も一朝一夕にしてこの数字になったわけではなくて、ある数字の刻み方をもってここに至ったということは、この場でも何度も申し上げてまいりました。したがって、我々が今、一番共有すべきなのは、将来的なビジョンをきちんと整理した上で、今回の話を整理する。最後はゾーンの話に至るんだろうと思っていまして、その意味では今回、○の3つ目に「第一歩として」と書いています。この第一歩に込めた思いを何とぞ酌み取っていただけないか。こういうふうに思っているんです。

それで、その先のビジョンはおそらく、それでは将来、600円にしますとか、500円にします。それで段階的に幾らに刻んでいきますという話ではないと思うんです。これはおそらく、ここは日本ですから、世界が幾らだから日本が幾らという単純な議論ではないと思います。

○峰崎財務副大臣

それでは、副大臣、御意見を伺います。どうぞ。

○増子経済産業副大臣

価格の上げ幅を一任するということについて、古本政務官や峰崎座長が、たばこ事業者や小売店へきちっとした手当てをする、そのことを含めて第一歩だというような話をされていますが、どういう形で、これは担保されるんですか。事業者と、いわゆるたばこ耕作者とか、小売店とか、例えば1円という。

○古本財務大臣政務官

それは現在ある数字ではないです。

○増子経済産業副大臣

少し待ってください。そうではありません。

この1円上げた場合の想定 of 未定稿の部分がありますね。この上げ幅がありますね。増収の部分もありますね。仮置きでこういうことが出ているということになれば、当然、これにプラスがあるかどうかはわかりませんが、やはりある程度の事業者の皆さんや、耕作者の皆さんや、小売店の皆さんに影響が出てくることは間違いないんです。

そのときに、その人たちに対するある程度のどういう形の中で、しからば、第一歩はわかる、中長期的にもわかる。だけれども、どういう形でそういう方々に果たして担保ができるのだろうか。そこのところは、何も具体的にこうする、ああするではなくても、方向性としてはどういうふうにしていくのかということ、言葉だけで私はなかなかそうではないような気がしますけれども、もう少し教えてください。

○峰崎財務副大臣

ここの表現ぶりを少し見ていただきたいんですが「引上げ幅の判断にあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を見極めつつ」。これが先ほど古本政務官の方から、1円以上はやったことがまだありませんけれども、とにかく前回とだんだんと、この本数が減ってきていたりしている。そういう意味で、税収や葉たばこ農家や小売店、製造業に及ぼす影響を見極めつつ、これからやってみましょうということをここで明記しているわけです。

○増子経済産業副大臣

それでは十分でないと言ったんです。

○峰崎財務副大臣

それで、そういうことに対する影響をちゃんと補てんしていきましょうということ、これは考えましょうということで、先ほど来、山田副大臣がおっしゃっているわけです。

○増子経済産業副大臣

ですから、影響を見極めつつということで、大きな影響が出たときはどうやってそ

の人たちに補償を担保するんですか。言葉ではわかりますよ。影響を見極めつつという話ですからね。

○峰崎財務副大臣

ですから、どんな影響が出るかというのは未体験ゾーンなんです。

○増子経済産業副大臣

わからないことに対して一任できますか。

○峰崎財務副大臣

少し待ってください。

それでは、文科副大臣、お願いします。

○増子経済産業副大臣

それは無責任です。

○中川文部科学副大臣

私が理解したのは、健康ということを前提にした法改正、あるいは上げ幅というのは来年以降の議論にして、来年、それを詰めるということで、来年の分については小幅な、そうしたさまざまな影響を与えないレベルの小幅な値上げということを前提にして、その幅については、幾ら上げるかということについては一任をするというふうに理解をしたんですけれども、そういう意味ですか。

○古本財務大臣政務官

中川副大臣のおっしゃっていただいたとおりで、先ほど峰崎先生は整理したと承知しています。その上で増子副大臣の御懸念で申し上げれば、参考資料の4ページなんです。

先ほど私が端折りまして、大変恐縮いたしました。平成18年の例で引いておりますけれども、この際、7月に税率を引き上げておりまして、このときは1本当たり0.852円、85銭強の税の引き上げだったわけなんです、問題は価格の引き上げ額なんです。最終的にはプラス1.19円上げています。この1.19円と0.852円の差し引き分がまさに葉たばこ農家への影響分であり、JTのマージンであり、これは売り上げが落ちますので、その係数を織り込んで、この価格設定をします。

JTはこのことを、これぐらいの値段でやらせてくれということを経済大臣に出しました。これは財務大臣の認可事項ですから、その際に、過大なマージンを取っていたらこれは取り過ぎだろうとなるでしょうし、このぐらいの減収は見込まないと葉たばこ農家はやっていけないということであれば、それを認めて決裁する。この仕組みによって、第一義的には先生の御懸念のところは担保されるんだろうと思っておりますが、この仕組みでは到底想定し得ない世界に入っていくことも含め、今日、明日のこのにわかな議論の中でやるのではなくて、中川副大臣が言っていただいたような整理におそくなるのではなかろうかというふうに思っています。現在は、これで機能しております。

○増子経済産業副大臣

是非、葉たばこ農家、小売店に対する、具体的にどうのこうのということまでは求めませんが、これはしっかりとした支援体制をしていくということぐらいは明記してほしいです。

それから、上げ幅の一任ということですが、少な過ぎるということについては賛成かもしれませんが、あまり多過ぎると困ると思っていますけれども、ですから、要は私は、健康という面だけを考えておやりになるならば、むしろ長浜副大臣の言うことも一理でしょう。しかし、そうでなくて、影響を考えて、幅は御一任をいただいて、影響があればいろんなことを行うというならば、もう少しはっきりとその部分が、具体的な数字とか具体的な方法は別として、たばこ耕作者の皆さんや小売店の皆さんに、ある程度、納得がいくような感じの何かをやはり明記していただきたいということを再度強く要望しておきます。

○峰崎財務副大臣

これを読んでいただいても、今までと国の政策の理念が変わるんではないかということを書いているんです。変わったことによる影響は、当然、これは国の政策転換ですから、それは今、山田副大臣がおっしゃった葉たばこ農家や、ここに記載している小売店や製造業者や税収、消費そういったものに対する対応というのは、当然、これだけでは表現が少し不十分ですから、これは補強しますので、それらを含めて、これはきちんと対応しますということは副大臣、政策を転換するんですから、ここから出てくる必然だと私は思うんです。

○増子経済産業副大臣

これでは読み取れません。

○峰崎財務副大臣

読み取れないという問題提起は、非常に不十分なので、そこは次回、また文章はきちんとさせたいと思います。

それで、今、おっしゃったように、ここから先は上げ幅の問題も含めて予断を許さないところがあると同時に、これもまた大変、今日は両大臣もお見えになっていますが、ここは少し、そちらの方に私どもはやはりお任せする以外にない領域かなと思っていますところがあるんです。

それで、真ん中の葉たばこ法制のところは1年かけて、こういうところの影響やそういうことも含めて、これからどういうふうに対応したらいいのかということについての論議を、このたばこ事業法については改廃についての論議をさせてください。ということで、とりあえず整理をさせていただければと思うんですが、どうでしょうか。

どうぞ。

○山田農林水産副大臣

了解します。ただ、先ほど増子副大臣も言ったように、必ず具体的にJ Tが国産葉たばこをその分、使うような、そういう具体的な指示を明記していただきたい。最後に一言言っておきます。

○峰崎財務副大臣

転換に伴う所得保障とか、その他、ちょっと細かい具体的なところまでは、どこまで具体的にできるかまたあれですけども、今おっしゃられたようなことを、葉たばこ農家だけではなくて、小売店とか、あるいはJ Tとか関連してまいりますので、そういうところへの配慮は必ずやりますということはしっかりと。

○山田農林水産副大臣

具体的にお願いします。

○峰崎財務副大臣

はい。

それでは、厚労副大臣、そんな観点で、中長期的にはこういう感じで動くということで、一応一任をさせていただくということで、文章の表現は次回出すときには訂正したいと思いますが、とりあえず税調の場における論議はこれでまとめさせていただきたい。方向性だけ、文章上の表現はまた修正したものを確認したいと思います。会長、副会長、そういう方向で我々は確認をしたということで進めさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。それでは、後でまた詳しい文書表現は相談させていただきたいと思います。

ここで、下地国民新党の政調会長がお見えになりました。大綱のとりまとめに向けて、本日議題に関わらず御意見があるというふうにお聞きしておりますので、ここでそちらに移っていきたいと思います。

どうぞ。

○下地国民新党政務調査会長

御意見というよりも、峰崎財務副大臣からお話がありました、役所ではなくて党からも税の要望があったら発言していいというお許しをいただいたので、発言をさせていただきたいと思います。国民新党は2つ、仕送り減税と沖縄の航空燃料税を出させていただいておりますけれども、この場所では沖縄の航空燃料税についてだけお話を平場でさせていただきたいと思っています。

今、沖縄では那覇空港において、旅客機に関わる燃料税が2分の1になっているんですけども、この旅客機に関わっている2分の1を、国内の航空貨物便に当てはめていただきたいということが1点であります。

これはなぜかといいますと、今度沖縄にハブ空港的な航空貨物基地ができて、昼間は全国から沖縄に荷物を集めて、夜の飛行機でアジアから沖縄に荷物を集めて、それでクロスして、昼間はまた沖縄から運ぶし、沖縄に集まった荷物は夜のうちにまたア

ジアに運ぶということがスタートすることになりました。

1日5便か6便程度の便数でありますけれども、今までの沖縄の歴史から見ても、どうしたら沖縄にものを誘致するかという考え方でやっていたけれども、初めて沖縄からものを外に出すと、しかも、日本全体のハブ化の役割を沖縄が担うという意味で、沖縄だけではなくて全国のハブ化の役割も担える施設が今度できたものですから、是非、そのことを成功させるためにも、この燃料税の2分の1をやらせていただきたいと思っております。

これをやることで、国際競争力が十二分に高まってくると思えますし、これからアジアの時代という中において、この沖縄が役割を担うということを是非やらせていただきたいと思えます。

税的には、今の状況だと2分の1にしても、飛行機の便数がそんなに多くないので、年間で2億円程度の財源にしかありませんけれども、将来に向けて、ここは小さく産んで大きく育てたいと思っておりますから、是非このことを皆様の御理解をいただきながらお育ていただきますように、この税制だけ説明をさせていただきたいと思えます。

ありがとうございました。

○峰崎財務副大臣

古本政務官、もし何かありましたらお願いします。

○古本財務大臣政務官

下地先生、ありがとうございました。仕送り減税の話もありましたけれども、仕送ると沖縄の子どもが東京に行ってしまうかもしれないので、また勉強させていただきたいと思えますけれども、沖縄の飛行場の方の話については、本質的には航空局所管の事案でありますし、また、沖縄全体は内閣府ということになるかと思えますけれども、もし、どういうお立場かあれば、是非この場でお伺いしておきたいと思えます。

○峰崎財務副大臣

国土交通副大臣、どうぞ。

○馬淵国土交通副大臣

今、下地政調会長から貨物便への航燃税の2分の1適用というお話がございました。この航燃税に関しましては、私ども国土交通省としては、所管しております特別会計の空整勘定の中で、1つの重要な財源であると同時に、一方、来年度、この空整勘定そのものを抜本的に見直すという方針を立てております。また、来年の6月以降、しっかりと、じっくりと、特別会計全体を見直したいという財務副大臣の御発言もございました。私どもとしては、抜本的な見直しの中で検討させていただくべき課題ではないかと、下地政調会長の御指摘も十分踏まえながらそのように考えておる次第でございます。

○峰崎財務副大臣

内閣府副大臣、どうぞ。

○大島内閣府副大臣

沖縄の航空燃料税につきましては、内閣府の中の議論では、今年から始まった運航ですので、一義的には実績を見たいというのがあります。しかしながら、国民新党さんだけではなく、沖縄の県あるいは議会、沖縄の皆さんからの強い要望もあるということは、改めてこの場で皆さんにお伝えをさせていただきます。

以上です。

○峰崎財務副大臣

下地先生、いかがですか。

○下地国民新党政務調査会長

旅客の2分の1にしたときに、全国との公平性の問題でいろいろあったんですけれども、そのときの税調でも、やはり復帰後37年経っておりますけれども、沖縄が平均所得が低くて、これから沖縄の産業を育てるには観光だと言って、航空燃料税をどんと下げたのは効果が出ました。今600万まで観光客が来ておりますから、昔は基地経済が30%ぐらいあったんですけれども、今はもう8%です。この8%になった最大の要因は、この航燃税を2分の1に下げたことでありますので、航空貨物もものすごく成果が出ると思っておりますから、新しい沖縄づくりという意味では、是非お願いしたいと思います。

また、先ほど大島副大臣からお話がありましたように、私の方で提案をしておりますけれども、このことは民主党の沖縄県連も提案しておりますから、そういう意味でも皆さんの御理解をいただきますようお願いいたします。

○峰崎財務副大臣

引き続き国交省と財務の関係で、直ちにここですぐ結論というわけにはいかないでしょうけれども、来年は大幅な改正があるということで、決して来年に送れとは言っておりませんので、また引き続き検討させていただきたいと思っております。

それでは、今日の2つ目のメインになりますが、個人所得課税のとりまとめの方向について、古本、小川、両政務官、中身的には少し時間がかかるかもしれませんが、阿部知子さんからも資料が出されているというふうに聞いておりますので、後で補足があるかもしれませんが、よろしく申し上げます。

○古本財務大臣政務官

ありがとうございます。それでは、個人所得課税の横書きの資料を御覧いただきたいと思っております。一番の狙いは、所得の再分配機能の回復、控除から手当へという考え方の下で議論をしていきたいというふうに思っているんですけれども、まず、これまで控除の概要を少し見ておきたいと思っております。2ページ目に各種控除が出ております。

扶養控除には年少扶養控除、これは0歳～15歳まで38万円。特定扶養控除、16歳

～22歳まで63万円。成年扶養控除、23歳～69歳まで38万円。そして、70歳以降が老人扶養控除ということになっております。

22年度改正におきましては、子ども手当との議論とも少なからず連動している面があるんですけれども、これは当然に扶養控除を廃止をし、その財源が子ども手当へと回るという単純な理屈ではなくて、いかに所得の再分配機能を高めていくかということと同時に、子育てあるいは子どもそのものをいかに社会全体で育てていくかという議論に尽きるのではないかと考えております。

以上の観点から22年度改正におきましては、まずは、第1の論点として、年少の扶養控除については廃止をさせていただきたいという提案の1でございます。

更に、この後、阿部先生から課題提起をいただくんだらうと思っておりますけれども、働いている20代、30代の子たちと、働きたくても働けない子たち、あるいはそうではない類型があったとして、そういう子たち、これは就労しているかしていないかという切り口、あるいは働けるけれども働いていない、これは職がないということもあるでしょうし、その気がないというケースも勿論あるでしょうし、働きたくてもハンディキャップがあって働けないという方もある。いろいろな状況がある中で、この人的控除の中で、少しこの後議論があるんだらうと思いますが、課題の提起として、その働いていないということでのバランスを考慮する観点、更には控除から手当へということから、その手当は成年には行かないわけでありましてけれども、とにかく次世代を背負う子どもたちをみんなで支えていけないだらうかという観点から、成年扶養控除についても合わせて廃止をしたいという提案でございます。

その際に、成年のうち障害等の特別な人的事情を有する方々が当然でございます。具体的に申し上げれば、資料の4ページに書いてございます。1番～3番まで書いてございますけれども、現行の障害者控除の対象となっている方、障害者控除の適用範囲の拡大をしていくことによって対応する方、介護保険法に基づく要介護認定を受けた方、長期入院など生活面への支障をきたすことを公的な機関で証明していく方を、新たに成年障害者等扶養控除というものを創設しまして、実質的な税額控除を行って、こういった方々を対応していくことを大前提にして、この成年控除について課題の提起いたしたいと思っております。

6ページを御覧ください。若干グラフがわかりづらいんですけれども、現在の所得、給与収入と税額のイメージでございますけれども、前提が夫婦と成年扶養控除が入っておられるお1人が同居しているという世帯のイメージで計算をしました。

現在220万、給与収入以下の方につきましては、非納税となっております。この方々が少し数字を調べましたところ、おそらく全体の対象が、納税者ベースで申し上げますと30万人くらいになろうかと思っておりますが、この方々は引き続き非納税になるように措置をする。更に給与収入水準で220万～283万のゾーンに入る方については、成年扶養控除廃止後の税額が緩やかにカーブが立つように負担調整をいたしたい。この

メモリが1つのグリットで1万円で刻んでおりますので、緩やかに、その負担がかかるように調整をしたいということです。白い方が負担のカーブが立っていく赤線のイメージでございます。そこが283万で線を引いて、これは現行の38万の控除を考慮して立てていくという形です。この方々が約40万人いらっしゃいまして、非納税の方は非納税で、今後とも非納税ということです。この所得ゾーンに入る方については、負担調整をさせていただく方、これは約40万人、合わせて納税者ベースで70万人をこの措置できちんと対応させていただきたい。

そして、前後いたしました、今のは納税者ベースの話でありまして、4ページで記載しました、現行の障害者控除の対象になっている方から、今回新たに、厚労副大臣の方にもお願いをして、現在協議をさせていただいているんですけども、長期入院等々で、今はいわゆる公的に認定を受けていない方も、新たなカテゴリーとして、是非こういう方々も対応させていただきたいという類型を入れさせていただいて、この方々を成年障害者等扶養控除を新たに設置し、これが約50万人、恐らくプラス α があると思います。これを合わせまして、約120万人を対応させていただきたい。納税者ベースの母数が、約310万人です。成年扶養控除が現在入っておられる納税者、つまり世帯主が納税者ですから、お子さんの数等々もあるでしょうから、納税者ベースで約310万人、他方、扶養親族ベースで、この場でも何回も申し上げましたが、約500万人がこの対象に扶養控除の親族の数として入っております。そのうち世帯主として納税をさせていただいている方が310万人、このうちの120万人、約4割近い方々をこれで対応させていただければ、何とか阿部先生の御懸念のところも対応できるのではないかと考えております。後ほど御意見をしっかりと伺いたいと考えております。

続いて、成年扶養控除についてはただいま申し上げたとおりでありますけれども、宿題もちょうだいしております、大体どういうイメージの方かということになるんだろうと思いますけれども、資料の7、8ページを付けておりまして、対象500万人のうち、23歳～69歳の方で、世帯主以外の方が1,600万人、その中で家事をしている方、あるいは通学をしている方、その他の方ということで、それぞれ200万人、44万人、164万人と整理しております、この方々の中で、おそらくこの164万人の方々の中と、家事をしている方の200万人の方々の中で、今、申し上げた成年障害者等扶養控除と新たに創設したいものの中に入ってくる方々等と、おそらく更に層別ができるんだろうと思います。今日の時点では、この層別しか間に合っておりません、申し訳ございません。

8ページでございますけれども、若年のいわゆる仕事のない方ということで、15歳～34歳のイメージでありますけれども、総務省からいただいたデータで、やはり病気やけがが原因で3割近い方が仕事に就けないということが明快な事実としてございます。このことをしっかりやっていくことにどういう方法があるのかという議論になると思います。

更に成年扶養控除を受けておられる方々のイメージですけれども、9ページで想定してみたんですが、これ以外にもいろいろなパターンがあると思います。家事手伝いや家族の介護をなさっておられる方、あるいは家業の手伝い、家事というよりも家業を手伝っておられる方もあると思います。それから、パート、フリーターの方々が年収103万以下です。控除が入っておりますので、そういった方。そして、大学生、大学院生の方、当然専門学校の方々もいらっしゃると思います。それから、失業されている方、就職浪人なさっている方、高齢の方で年収の低い方で子どもの扶養に親が入っている方等々あると思います。

次からが、おそらく議論だと思うんですけれども、障害を有している方、介護を受けている方、難病等の方、病気や交通事故で長期入院をされている方、こういった最後に申し上げた4つの類型については、先ほど申し上げた、いわゆる新たな類型をつくろうとしております、成年障害者等扶養控除の中で対応したりしていきたいという、基本的な方向でございます。

一度成年控除で切った方がよろしいでしょうか。

○峰崎財務副大臣

そうですね。

そして、先に阿部さんの方から補足をいただきましょうか。その後地方税にいたしましょう。

○阿部社会民主党政策審議会長

この税調の中で、新しい政権が発足して、税は社会の姿であり、この政権の理念だと思います。そうした観点から、私はこの23歳～69歳に係る皆さんの成年扶養控除の廃止には強く反対し、皆さんに再考を求めるものです。

なぜ反対するのかということからお話をさせていただきます。まず、この税調が始まる前に、一体どういう方々が成年でありながら、23歳以上でありながら、ある意味では親の脛かじりであったり、御家族の扶養の中に入っておられるのか。ほとんどのここに御出席の委員は、あえて言わせていただければ、プロフィールを御存じなかったと思います。併せて、財務省の皆さんすら御存じなかったと思います。

論議が煮詰まる中で、いろんなデータを出していただきました。先ほどの古本政務官の御説明の7ページ目ではありますが、ここの520万人という数も、おそらく皆さんには意外と思われたのではないのでしょうか。

それからまたここで、世帯主ではなくて、有業であるが仕事の主であっても103万円以下の方あるいは有業で仕事に従であるいは無業の方と並べて、ここに408万人おられるわけです。果たしてここをもう一步分け入ったプロフィールは、どんなものであるか。そのことのために、これも総務省の方をお願いしてプロフィールを出していただきましたものが、多分補足資料の中の18枚目にあると思います。ここには、扶養控除（成年）の対象となっているものの現状で、4つの市から一体どんな年齢階層別

であるかということをお分けいただきました。簡単に申しますと、35歳以下でどの市でも50%、それから60歳以上で25%弱、20%と言ってもいいでしょう。60歳以上の御高齢で、おそらくこれは年金制度の充実等がかなわぬために十分な所得がない方、若い方について言えば、皆さんもう既に日本の社会がたくさん抱えているところの、ひきこもりと言われる現象や、あるいは私が長年小児科の医者をしてきて、子どもは二十歳まででいろいろな小児慢性特定疾患とか、いろいろな疾患の名前を付けてカバーされますが、その病気は二十歳になってからも治るわけではなく、一生何らかの負担を背負いながら、働きたいけれども体の条件や心の条件やさまざまなもので就労できない、この520万人いるうちの半分が若者であり、なおかつ何らかの負担を抱えている、あるいは年金制度の不備のために、御高齢期をきちんと自分の生活で自立できない方々であるという現状を強く認識していただきたいと思えます。

さて、この鳩山政権の何よりの理念は何かというと、根本理念は友愛であります。友愛とは、お互いの思いやりであり、支え合いであります。果たしてこういう方々から子ども手当のためと言って、今ある控除の中におかれた条件を剥奪して、この方たちには実は給付はありません。給付付き税額控除もありません。原口大臣もおっしゃってくださいました。本来給付があって、この方たちにベーシックインカム、8万円がすべて配られるのであればいいと思えます。子ども手当で給付を受けるのは子どもです。この方たちは給付なく、税額控除と言っても基本的に税の負担は上がった中で少し軽減されているだけの話に、なぜ、この政権が友愛という名をもって踏み込んでいくのか。私はそもそも哲学、理念に賛成できません。

子ども手当の財源であるということで、社会の共通の負担をいたしましょうというなら、より租税負担能力のある方からまずお金をいただくべきであって、この方たちは決してそうではありません。勿論、今のように控除の中で生きたいと思っているわけではないと思えます。だけれども、それに代わる、本当にその人たちの生活を保障するベーシックインカムがないということだけであります。

そして、それらを合わせ考えたときに、皆さんのお手元にもう一つ私が独自に、この委員会で初めて自前の資料を配らせていただきますが、私が大変御懸念していることを、例えば医療現場から見たら、この制度はどんなことを意味しておるかということで、皆さんのお手元に3枚の資料を出させていただきました。

ここでは、もし夫と妻がいて、妻が専業主婦である理由は、子どもが病気で面倒を見なければならぬ場合が大半です。今、子どもが病気であることを抱えて妻も働きに出たら、その子をだれが養育いたしましょうか。ですから、ここのモデルは、夫は勤労、妻は専業主婦、これは望んだか望まないかは現実ですから別です。それに扶養親族1名、この親族がたまたま子どものころから病気になり、今23を超えて家庭を営んでいるケースといたします。

そうすると、例えば上には年収が60万～260万が1ページ、次の340万までに至り

ます。皆さんにとってこの金額というのは決して多い額の家庭ではないということはおわかりいただけだと思いますが、こういう額でお暮らしの方々が、そこから給与所得控除や、配偶者控除や、この扶養控除を合わせて受けていて、現状で年収が 180 万円ぐらいの方は、確かに課税所得も所得税額もゼロで推移いたします。これがもし今般のような改正が行われますと、年収 140 万のベースのところから 160 万、ここには所得課税が生じてまいりまして、それは勿論お示しいただいているところの少しのラインをずらすということになりますでしょうが、しかし動かない部分がございます。ここに A とか B とか書いてあるのは何かということ、3 枚目を御覧いただきたいと思えます。

これは、もしもこの扶養されている方が、何か特定疾患と言って、今、7,000 余りある難病のうち 56 疾患しか認められていない難病に、運よく当たるケースですらの話です。7,000 あって 56 しか認定されていませんが、ここにおける課税ベースによって、入院料から外来負担まで全部グレード分けがございます。ここで考えねばならないのは、控除を外したことによって課税のベースが変わってきて、また課税年額がここに述べられたようなグレード分け、一番下は所得課税額が 14 万です。月に 1 万円ぐらいの税金を払っている家庭です。そこで、現実に入院と外来で、最高限度額と言って一体幾ら負担しておられるかということ、入院すると 2 万 3,000 円、外来では 1 万 1,500 円、これは難病指定されていてすらです。すなわち、この控除のところを動かすと、全部そのほかの医療の窓口負担分から、保育料から、介護保険料から、勿論国保の保険料から全部動くのであります。私は、この政権は少なくともきちんとした給付付きの税額控除ができない限り、この全般に及ぶ影響を、安易に踏み込んでいただきたくないです。それは、今日は古本さんにもこれを長く聞いていただいてありがたかったけれども、ちょうど後期高齢者医療制度で 75 歳になったら急に分離せよと、1 人で生きていけとやったわけです。そして、保険料、医療においても取ると生きられるでしょうか。保険料も上がる一方です。理念において、それと同じことをもたらす、十分にこの人たち 520 万人が働けて、あるいは働けなくても収入があって、社会で保障されているという前提を抜きに、この 520 万人に踏み込んでいただきたくない、今回の結論を出していただきたくない、現状を十分に把握していただきたい、厚生労働省と一緒にあって、本当に何らかの負荷を抱えて、例えばうつ的、うつ傾向になります。そのときにも医療にかかります。医療費がかかります。そういうことも含めての問題であるということ強く、強く認識していただきたいと思えます。

また、古本政務官は大変に配慮されたと思うのですが、例えば成年障害者等という名前も気に食わないのです。これで 50 万人が救われるといいますが、救われるために自分を、例えばひきこもりであったら障害者として認定してもらわねばこの成年障害者等にはならないのです。引きこもっているが上に、お前は障害者であると言われねば、控除もされないとなったら、その人は本当に次のステップを歩めなくなります。

もう強く強く今年度決めないでいただきたい。実態を把握していただきたいと心からお願い申し上げるものであります。

○峰崎財務副大臣

少々お待ちください。まだ地方税の方の関係も残っておりますので、すみません、時間の関係もありますので、コンパクトに発言をお願いいたします。しかし、必要なことは大丈夫ですから言ってください。

○小川総務大臣政務官

住民税でございますけれども、控除の見直しに関しまして、率直に申し上げれば公約を変更・修正する前提で、昨日の企画委員会での議論を報告させていただきたいと思っております。少し整理しますが、公約段階では、所得税の配偶者控除と扶養控除を廃止をし、住民税については、両控除とも存続するというのが公約でございました。

今般、大きな方向観として、所得税の方は予定どおり扶養控除は廃止をする見込みです。勿論、成年障害、今、議論をお聞きいただいたとおりですが、この部分の論点は残りますが扶養控除を廃止をし、配偶者控除については、結論が将来に先送られる方向でございます。

そこで住民税でございますけれども、所得税の配偶者控除が見送られた場合には、これまで税体系、控除項目、すべてそろえてきた同じ所得課税であることを前提にしますと、所得税同様に扶養控除を廃止をし、所得税同様に配偶者控除については、その取り扱いは次々年度以降検討するという方向で議論をさせていただきたいと思っております。

理由については、先ほど申し上げました、現行税制体系そのものが同じ所得課税として控除の項目をすべてそろえ、そして課税実務からいいたしても、各市町村は税務署に申告をされた国税情報から情報を得て住民税の課税を行っております。加えて、所得税の配偶者控除、扶養控除を廃止した場合の増税額は 1.4 兆円、所得税の扶養控除と住民税の扶養控除に限って廃止した場合の増収額も同じく 1.4 兆円、こうしたことを総合的に評価をいたしますと、公約の変更・修正ということになりますが、扶養控除を所得税と並びで廃止をし、配偶者控除については所得税と並びで存続をする。その方向で結論を是非いただきたいと思っております。

成年障害等扶養控除については、論点同様でございますので、省略をさせていただきます。

以上です。

○峰崎財務副大臣

それでは、少し議論をしたいと思っております。

副大臣、どうぞ。

○渡辺総務副大臣

本来こちら側にいる人間が話すのもおかしいんですけれども、実は成年扶養控除の

話については、不覚ながら、そこまで正直選挙のときには頭が行っておりませんでした。数日前になって、実は扶養控除には年少の扶養控除の部と成年の扶養控除の部があって、突然出てきて、随分高めのボールを投げてきたので、これはひょっとしたら年少の扶養控除を国税も地方税も取ることになれば、そこは、もしかしたら見せ球だったのかなと私は善意に解釈をしているんですが、落とすところは実はここではないのではないかと思ったりもします。

実は、私はこの話については、全くどうしてここが急に出てきたのかわかりません。ただ一つ言えることは、このとりまとめに向けての中に、控除から手当へと書いてあるならば、やはり手当がないのに控除をやめるということは、成年の部をやめるとはやはりありえない。

それから、所得再分配機能の回復が所得再分配になっていないことが一つです。財政規律、財政再建は必要でありますけれども、だから、それは赤字国債を出さないで、どこかで財源を見つけなければいけない。そのためとはいえ、なぜ働きたくても働けない人を養っている、普通の世帯が真っ先にしわ寄せを受けなければいけないのか。もっと取るところはあるだろうと。先送りした優遇税制のところはなぜ手を付けないで、何でこの働きたくても働けない人を同居家族にして控除の対象として見ている人たちがしわ寄せを受けるのか。それをやるんだったらもう一回見直せと、この税調の議論をです。言葉は悪いですけども、だってもっと取れるところがある。本来はもっと課税しなければいけないところがあるじゃないかと、それを私たちは先送りしておいて、ここに真っ先に手を付けることがあってはいけません。こんなことしたら、この政党の人間性を疑われますよ。民主党政権は麻生政権よりもひどいことをやっているという話になりかねない。そこだけを申し上げて、あとはもう皆さん方の議論を是非拝聴させていただきたいと思います。

○峰崎財務副大臣

中川副大臣、どうぞ。

○中川文部科学副大臣

今の渡辺副大臣からの御意見に補足なんですけれども、阿部先生からの、特に扶養控除がなくなると、たしか地方税の対象になると、今度はさまざまな負担が増えますね。

ですから、これまでの厚労委員会での私たちの主張と少し矛盾してくるのかなと、その手当をしっかりとっておかないと、特に、今、ひきこもり等で、多分30になっても御苦労されている家庭が非常に多いものですから、ですからこの点については、やはりしっかりと配慮した上で制度を導入しなければいけないと考えます。

○小川総務大臣政務官

その点だけすみません。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○小川総務大臣政務官

地方税の資料の2ページを是非御覧いただきたいと思います。先ほど補足しようかと思ったんですが、少し論点の大きなところに絞らせていただいておりますので省略いたしました。

2ページを御覧いただきたいんですが、これが、所得税及び住民税の税額に変更があった場合に影響が出るさまざまな社会福祉政策の一覧でございます。大きなものとしては、左の上から3つ目の国民健康保険料を始めとして、保育所の料金から、さまざまなものに税額の変更が負担の変更につながるものがございます。

ただ、これにつきましては税額に応じて案分をしていたりという制度でございますので、これは是非、特に大半が厚生労働省関連でございますが、激変緩和なり、あるいはブラケットといいますか、それを適正に配置をし直すなりして税額の変更が直ちにこうした負担増につながらないように、経過措置も含めて万全の対応をお互いの調整の下で是非とってまいりたいと思います。

○峰崎財務副大臣

古本政務官。

○古本財務大臣政務官

是非、この後も御議論いただきたいんですけども、事実関係だけ少し整理しておきたいんですけども、資料の9ページに、扶養控除に成年が入っておられる方が、これ以外にもたくさんいらっしゃると思います。いろんなパターンがあると思いますけれども、おそらくこういう方々なんだろうと整理しております。漏れがあったらまた御指摘いただきたいと思います。

こういう方々の中で、いわゆる控除ということ言えば、日本人の世帯の6割が限界税率5%です。そして、8割入れたとしても、これは10%未満です。6割が5%ということを考えますと、これは国税と地方税を合わせて当然税は考えなければならないんですが、38万円の控除が倒れることによって、いわゆる家計に御負担を求める高さというのは、単純に言って、例えば地方税であれば10%ですから、3万8,000円、この3万8,000円を月額で案分していくということになるんですけども、そうすると月3,000円です、月3,000円で果たして先ほど来、先生方がおっしゃっておられる本当に困っておられる方への、いわゆる国としてのきちんと手を差し伸べているということになっているのかと、むしろそちらの議論があるわけでありまして、これは税の世界の話と、実は歳出の話少し整理してきちんと議論すべきだと思っています。

それを申し上げた上で、渡辺副大臣からも、過般、御提案いただいております、いわゆる好きでフリーターになっているわけではない、好きで家で親にすねかじりで30、40になっているわけではない。リストラに遭ったんだと、そういう人々をどうするんだという御指摘もありました。

今日は、10ページ以降に現在歳出面でいろんな手を打っております。これは前政権も打

ってておりましたけれども、それにもまして、現在の三党連立政権として、いろんな手を打っていきこうということで、念のため添付をいたしております。

就労支援、申し上げるまでもありません。就労支援プログラムの充実を、今、図っています。まだまだ足りません、もっとやっていくんだろうと思います。

失業対策、これも打ってまいりました。更に打ってまいります。

話題になっています失業者の対策ということで言えば、やはり訓練期間中のこういった生活費の補填、月額 10 万円から 12 万円、こういった政策も打っています。

更に希望者には、貸付の上乗せの歳出も行っております。月額 5 万円から 8 万円でございます。

更に奨学金を受けておられる大学生の皆さんもいると思います。次の 11 ページでございます。年間で 36 万円から 76 万円、これは、民主党は生活費部分も授業料以外に厚くしていこうということも提案しています。この分野についてむしろ歳出できちんとやっていくんだろうと思います。

更に介護の支援ということで申し上げれば、記載のとおりです。先生方御案内のとおりであります。高齢者支援も 12 ページに添付しておきました。

おそらく、これは税の議論と人的控除が本当に公平なんだろうかというところに立脚したときに、まさにポケットに入っている所得ゾーンがあるんだと思います。年収で 200 万前後で、親子 3 人が肩を寄せ合って生きていると、胸が詰まります。阿部先生がおっしゃっていることは、大変よくわかります。

そういう中で、一方で、これは優れて税の世界で申し上げれば、今日、追加資料で入れております。そもそも成年扶養控除というのは、何で始まったんだろうということを少し整理しておきたいと思うんですけれども、追加資料というものです。これを調べてみましたら、なるほどなど、時の人々が考えたんだなど、先達の知恵だなどと思いました。

現在の成年扶養控除が創設されたのは、昭和 25 年度改正でございます、A 4 のペラ紙 2 枚で入れてございます。追加資料というものでございます。

これも、例のシャープ勧告ということだったんですけれども、そもそも扶養控除というのは大正 9 年に創設されまして、同居家族の中の年齢 18 歳未満、これは子どもですね。及び 60 歳以上の方、これは親御さんなんだろうと思います。または障害を有する方に対する、雇用家族として 1 人当たり 100 円ないし 50 円を控除するとしたと、これが大正 9 年の出来事でありまして、これは昭和 25 年に実は改正を入れているんですけれども、そのときに、実はこういうことだったようであります。

少し下線で引いたところを読みたいと思います。現行法では扶養控除を受ける扶養親族は、狭く限定されている。つまり、18 歳未満と 60 歳以上の者に限定されている。

納税者の配偶者及び親族のうち 60 歳を超えて働けない方または 19 歳未満の方に限られている。これは成年の世帯員が納税者と生活をともにし、その農場または事業に労働を提供して生計費を受けているような場合には、かなり困難を生じせしめる。

つまり、今の家業の農業を手伝っている息子さんや娘さんがいたんです、今もいます。更に御商売の八百屋さんを手伝っている息子さんがいた。その方々には、成年ですから実は人的控除がなかったんです。そこで創設したのが23歳からの成年控除だったというのが、実は事柄の始まりでありまして、現在、先ほど来申し上げておりますけれども、いろんな方々が結果としてこの成年扶養控除というものを、税のユーザーとして使っておられるんだらうと思います。

繰り返しますが、阿部先生から御指摘いただいた方々については、少し今日いただいた資料も、若干右の方に実際はずれると思いますけれども、確かに年収ゾーンでいくと、240万円くらいの方々から、若干の御負担が生じるのは事実でありますけれども、その間のゾーンに入っている方々で今言ったような条件の方々については、何とか対応していくということをご提案しておりますし、そもそも新たな類型でどこまで認定できるんだということがありますが、地方の自治体でそういったこともやっていただく中で、今ははまっていない人も拾っていききたいと、範囲として入れさせていただきたいと、こういう提案をしているんですけれども、要は、いろんな方々が使うようにうたっているんです。500万人の中には、全員が全員ではない中で、やはり、所得の控除税制が全体で見直していこうという中にこの扶養控除も入っているんです。実はマニフェストの中にも書いているんです。マニフェスト中で書いているんですけれども、成年扶養控除は改めてというのは、当時8月の暑い選挙ときに、確かにメディアも取り上げませんでしたし、我々もこのことについて了解ですかという問いかけをしなかったんですが、扶養控除という中に入っていたと、ここが恐らく今日的な、渡辺副大臣が御指摘の問題なんだらうと思います。

これだけ今、整理した中で、具体のもう一つの例として、先ほどいただいた資料の中で、総務省の資料ですけれども、18ページの中で、大体平均しますと65歳以上で、A市、B市と出ていましたけれども、大体14%、10%とございますけれども、やはり、高齢と呼ぶにはみんな今、若いですが、65歳から69歳、つまり、年金を受け取っておられる方々で、この扶養に入っていて、それによって控除を圧縮しているという方々が、ずばりこれでいけば大体1割ですから、50万人以上いるということなんです。

ですから、当初制度を創設されたときの趣旨から考えて、本当に今、控除全体を議論していくときに、これは課題として大いにあります。阿部先生、渡辺先生が言われたことは、課題としてあるんですけれども、こういった事実を少し踏まえた上で再度御議論をいただきたいと思います。

○峰崎財務副大臣

文科副大臣、どうぞ。

○中川文部科学副大臣

これは、さっきの運用についても、最初、今日細かく、さっきの話で見直していくという中で、結論を得ていくというところまで詰めていくのか。それとも方向性だけを確認していただいて、その運用については別途議論をしていく。もっと確定をさせていくという

か、範疇について、そういうことを前提にして議論を深めをとということをやっていたらどうかということが1つ提案。

もう一つ、実は私の方の特定扶養控除について。

○峰崎財務副大臣

それはまた後でやりますが、ちょっとお諮りします。

いかがでしょうか、今の23歳から69歳までの件は、大変今、議論が非常に活発になっています。問題は0歳から15歳の扶養控除については、手当が入ることに伴い、これを廃止することについては、ほぼこれは合意できるのではないかとということで、まずそこは一応確認をしておいていただきたいと、おおよそこれはもう大丈夫ではないか。

問題は、今の23歳から29歳までの間は、問題提起は我々も受けておりますので、今日はいろんな議論をしていただいて、これはなかなか収斂するところまで、行くことがなかなか難しいと判断していますが、もう少しそれぞれ議論していただいて、これはまた今日のところは結論を求めようとは思っておりませんので、是非いろんな角度で議論をして、今、いろんな意見が出て、古本さんもそもそもこういうものがなぜできたかという歴史的な背景とか、阿部さんの現状における問題意識、我々自身がこのことはマニフェスト策定時においては、なかなか認識していなかったのではないかとといったような問題、そういったことも含めていろいろな議論が出ていると思いますので、これはもう少し展開させていただきますが、今日の段階では結論を、23歳から69歳までの間は、方向感も出せばいいんですけども、私はなかなか今日は到底出ないと思っていますので、もう少し議論を出していただいて、その上で、その残っている特定扶養控除とか、その他の控除の問題について、後でまた提起をしたいと思っていますので、もう少しお付き合いをしていただきたい。

ただ、今日は7時では、一応お約束どおりやめます。もし残った場合、やや余裕がありますので、月曜日に回したいと思っていますので、今日の7時にはお約束どおり終わらせていただきたいと思っていますので、今日中には全部いかないという、いつもの悪い癖が出ていますが、しかしこれは大切な議論なので、じっくりと議論させていただきたいと思えます。

それでは、まず、大臣がおられますので、どうぞ。

○原口総務大臣

本当に活発な御議論ですけれども、やはり1人当たりの発言の時間を区切りしないと、1人の持っている時間が長過ぎます。それは、私は後ろをエンドレスで議論をしていきませんから、古本政務官、あなたも含めて、やはり提案する側は短く、そして反論をされようという方が、やはり、きっちり長くできるような、そういう時間配分をしてください。

○峰崎財務副大臣

わかりました。そういうことを踏まえて、これからの対応をしていただきたいと思いますが、引き続き、厚労副大臣。

○長浜厚生労働副大臣

原口大臣の発言にも共通しますが、総務副大臣からも、そちらのお席に座っていてという発言がありました。ですから、ちょっとこの時間の中で、今、阿部さんが提起された大変大きな問題と、それから、古本さんの問題意識というのは、物すごく純粋で、マニフェストに書いてあったことをフォローして、あと、技術的に御相談をいただいていることも事実です。

しかし、その技術的な面に行く前の段階で、控除の理念と哲学とか、歴史的な解説をいただいたこと、技術的な面に行くと、母子加算のところで御説明をしたかと思いますが、小川さんが言われたとおり、厚労省絡みのものがいっぱいあります。

ですから、この問題ではなくて、ほかの問題をやられた方が残りの時間からいけば、よろしいのではないかと思います。

○増子経済産業副大臣

途中でやめない方がいいよ。

○峰崎財務副大臣

途中でやめないで、この問題だけをやりますか。

○増子経済産業副大臣

このままやった方がいい。

○峰崎財務副大臣

ただ、結論的にはおそらく方向感として、どこかで収斂されるというふうには思えませんので、今日のところを、もし、今の成年控除に対する意見が、控除の問題についての意見が更にもしあれば出していただいて、論点整理をまた後で事務方を含めてやりますので、引き続いてもしあれば出していただければと思います。

では、どうぞ。

○阿部社会民主党政策審議会長

とにかく、はっきり言って全く給付付きではないということです。それから、税額控除といっても、今ある税よりは、負担の上でということでありますから、どっちでもないです。給付付き税額控除でもなくて、今ある控除だけを外したらおかしい。

もう一つ言わせてください。あと、新たにマニフェストにもないものを、すなわち地方税についても同じことをやるというのは、マニフェストにすらなかったわけです。なぜ二重にそこで踏み込むのか、私は納得がいかない。

○峰崎財務副大臣

それでは、大串政務官、どうぞ。

○大串財務大臣政務官

確かに、控除から給付へですので、それと伴わなければならないと思いますが、1つ私たちはマニフェストの中にも、いわゆる働けない方々というか、ニート、フリーターの方々に対しては、職業訓練期間中の月額最大10万円の手当、求職者支援制度を創設しますと、

これを23年度から入れるということでマニフェストにも書いております。これは言わば控除から給付へというところの一つのフォーカスを絞った、雇用面での、先ほど幾つか古本政務官からお話がありましたけれども、1つのこれだというふうに、私は思っております。

それから、先ほど難病の方々とか、障害の方々、働きたくても働けない方々が、この制度を使っていらっしゃるって、もうそのとおりだと思います。この方々に何とかやはり手を差し伸べていかなければならないというのは、そのとおりだと思いますが、そういう観点からして、まさに、今、成年障害者、名前はよくないのかもしれませんが、新しい控除の制度というものが提案されていて、①②③④とあって、④のところなどは長期入院などの生活面への支障を来たす、ここをどういうふうに認識していくかによって、この方が本当に働きたくても働けなくて非常に大変なんだということがわかれば、控除の新しい仕組みの中に取り込んでいけるという仕組みの方向感が出れば、その中で、私は整理していける問題ではないかと思っています。

○峰崎財務副大臣

私の方から、ちょっと今の大串政務官に補填させていただきたいんですが、どうも私たちの頭の中に給付というのは現金給付のことだけ入っているというふうに思われているとすると、私はやはり現物給付、サービス、誰もが使えるサービス給付というのも入るべきではないかと私自身は考えています。

これは、いわゆる、所得控除というやり方における福祉に対する配慮をどのように全体として書いていくのかということ、今、ずっと議論している。これを現物給付に振り替える方法と、それから現金給付で給付を振り替える方法と、私は2つあると思っていますので、そこは資源配分の問題として、予算における措置というのは、これは大変重要な社会保障における大きなツールですから、そこと合わさって議論していこうではないかと、これは実は原口総務大臣が、先の企画委員会の中でも御提示された重要な論点だと私は思っておりますので、それも含めて皆さん考えないと、すべてこれは現金のやりとだけの損得勘定で入っていくというのは、私は社会保障を考えるに当たっては、どういうふうに考えた方がいいのかという点では、これは1つの論点ではないかと思っております、そこにもし何か御意見をございましたら、どうぞ。

○阿部社会民主党政政策審議会議長

私も勿論そう考えています。でも、厚生労働省のお出しになっているさまざまな雇用のメニューが現状でどのくらいの人に活用されているか、その活用度と、520万のボリューム感が違います。

もっと言わせていただければ、では、なぜ民主党の場合は子ども手当というのを全部現金給付に集約するのでしょうか、私はそれも現物給付とパッケージでいいと思います。

ですから、あえて言えば、峰崎さんと一緒です。でも、今、現実に現物が行き渡っているかどうかという観点から指摘しています。

○峰崎財務副大臣

全くそのとおりだと思います。私は現物給付が当たっているとは思いませんが、方向感としてその考え方を統一しておかないと、絶えず控除を廃止すれば、必ずその現金分が手当になって現金でも渡すんだという、このイコール感だけではなくて、私はやはり、給付というのは現物給付ということでサービスをユニバーサルに適用していくと、今、これは完璧にできているとは思いませんけれども、その方向感はあるいいのではないかという点では、多分、一致したんだと思いますので、そういった土台が一致すれば、今起きている問題は非常に深刻な問題ですから、これは議論を否定するつもりはございませんので、また、引き続き議論していただければと思います。

どうぞ。

○小川総務大臣政務官

これは本当に両論とも本当にせめぎ合う世界で、でも、ここで結論を出さなければいけないというのは政治の厳しさだと思います。

私は、これはやはり公約どおり、扶養控除は全面的に廃止すべきという立場であります。23歳以上の方に対して、あるいは本来年金で安心して暮らしておられる数のお年寄りに対して、非常に大きな社会不安を与えていることは、これは極めてゆゆしき問題で、今、大串政務官がおっしゃった職業訓練手当が23年度からやるんだと、今の大串政務官のお言葉というのはものすごく重いと思うんです。今、民主党のマニフェストの実現性そのものに大きな疑義、不信感が広がりがねない状況の中で、とにかく既存歳出を削って、本来約束したことをやるんだと言ってきた私たちの政権全体に対する信頼感に関わることなので、私は是非、これを23年度に必ず実現させる。これにとどまらず、社会政策として就労支援や社会参加へ向けた本当に手厚い支援をやっていくということを前提に、この扶養控除については全面的に廃止の議論をすべきだと思います。

幸い所得税の廃止が効き始めるのは23年です。幸い住民税のこれが効き始めるのが24年です。この1年、2年の猶予期間を存分に使って、社会政策を本当に充実する、年金も勿論です。そのことを前提に理念の議論として廃止に向けた議論を進めるべきだと思います。

○峰崎財務副大臣

それでは、内閣府副大臣。

○大島内閣府副大臣

繰り返しになるかもしれませんが、成年障害者等扶養控除は、もしも導入するとしたら、名前を変えた方がいいと思います。後期高齢者医療制度と全く同じだと思うので、このところは名前をもう少しやるとすれば柔らかくしてほしい。

それと、先ほどの、私たち民主党のさまざまな諸制度、雇用に関しても、さまざまに持っているんですけれども、先ほど阿部さんがおっしゃった対象が行き渡っているかどうかという、行き渡っていないと思うんです。ここは、私たちはしっかりと認識して、この

制度を、このところについては慎重に対応した方がいいと思います。拙速に結論を出す内容ではないかなと思っております。

以上です。

○峰崎財務副大臣

山田副大臣、どうぞ。

○山田農林水産副大臣

私もそう思うんですが、渡辺総務副大臣が最初おっしゃったように、我々マニフェストの中で、私もこういう成人扶養、こういったものがあるとは思ってもいなかったし、まただれもみんなに話していなかった。マニフェストでもお約束していなかった。確かに今、財源がない。今年9兆円も税収がなくなるという話は聞いております。

そうすると、少なくとも扶養控除の0歳から15歳まで、これは認めるとしても、それ以上のものは今回認めてはいけないと思うんですが、一方、財源が、税源がと皆が言っていますが、むしろ我々は金持ち優遇税制を徹底的に批判してきたんだから、この税調の場では、これを議論するのではなく、分離課税をやめて総合課税をやるとか、あるいは青天井の所得のところを一つ上限を決めて、そういった形での、いかに税制があるかというところを時間かけて議論すべきだと思いますが。

○峰崎財務副大臣

文科副大臣。

○中川文部科学副大臣

だんだん議論が発散してくるような感じになっていると思うんですけれども、これは中身ですね。言わば、どの範疇にこれを適用させるかというところが、縮み過ぎていますというお話なんだと思うので、そこを厚生労働省に持ち帰っていただいて、もう一回精査しながら、さっきお話の出たようなことも含めて、この中身について、再提案をしていただくと、そういう議論を重ねた上で、具体的にこうしていきましょうという話にしないと、これはこのままいっても発散していくのではないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○峰崎財務副大臣

御提言を受けとめて、もし、まだ更にこの論点を詰めていく必要があれば、次回にそのところは委ねて、今のさまざまな論議すべきものはまだこれよりももっとあるという御提言もありますし、今、給付の世界と、いわゆる現金給付ではなくて、政策、予算上の措置をこちらの小川政務官がおっしゃったような、1年間の余裕のある期間の中に、どのように、こういう社会保障で現物給付で、現金給付でないところで救えるかということをしつかり1年間やってみるという前提の上での提起だったと思いますが、そういう問題の提起だとかいろいろありますので、まだ時間が少しありますので、引き続きそれは議論させていただければと思います。

どうですか、厚労大臣、今、提起がありました点、少し詰められますか。

○長浜厚生労働副大臣

勿論、そこを詰めないといけないと思います。先ほど申し上げたように、15分で私は議論できる内容ではないと思っていました。

○阿部社会民主党政策審議会長

例えば、さっき小川政務官は、配偶者控除の廃止をやらない代わりに、これでというふうにおっしゃられたとしたら、それは、やはり御党のマニフェストをそこでまた変えてということなのか、私はどうしてもここに、正直言ってマニフェストに掲げても知らない実態があった場合に、物事は謙虚に本当にやっていただきたい。そうでないとだれが苦しみ、だれが捨てられていくか、排除の税制はやりたくないです。

それと、単純な質問です、配偶者控除の廃止はやらない代わりに、こちらの住民税のところまでやるというのはどこで決められたんでしょう、どこのマニフェストに書いてあるんでしょうか。

○古本財務大臣政務官

住民税と所得税の話は、このたびセットで議論してまいりましたので、申し上げなければならぬのは、扶養控除を廃止するというこれはこれまで御議論してきました。

年少の扶養控除の中に当然所得税と住民税部分があるんですけども、そのことを今回配偶者控除をやらないから、こちらをやるんだということの整理ではなくて、むしろ課税最低限が、所得税は扶養控除を倒し、住民税は扶養控除を残した場合には逆転してしまうという、税の理屈に合わない世界が生じるので、少しそのことも議論を深めた中で築いてきた経緯があるんです。そういう意味では、ある意味で柔軟に対応してきているという議論の結果として、この住民税の話もあるんだろうと、国税の方からは見ております。

○中川文部科学副大臣

時間の関係で、特定扶養控除について、うちの省の。

○峰崎財務副大臣

すみません、その前に、今日出されました意見というのは、全部まだ私も頭の中の整理が付かないぐらいいろんな角度で出ていますので、次の整理をしますし、この文章表現で、1点目の確認だけよろしいですね、15歳以下のところは、扶養控除は廃止して手当に変える。それで次回には、厚労大臣の方から、今日の問題における社会保障上の観点から、もし、この成年扶養控除、23歳から69歳までの控除を考えるに当たっての論点が、もし、まとめていただければ、出していただきたいということで、とりあえずこの段階で、まだ議論は継続するというので、次回以降に譲ります。

それで、改めて今、文科副大臣の方から提起がありますので、それだけ先にお聞きします。

○中川文部科学副大臣

これまでの特定扶養控除の議論の中で、私は、これはやはりマニフェストの中にあっただから、ある程度その優先順位といいますか、マニフェスト全体をどういうフレーム

ワークの中で納めていくかということの中で議論すべきだと、だから、ここではやるべきではないという主張をさせていただいてきました。

その上で、大分話が詰まってきておりまして、それぞれ大臣レベルの判断の中で、私たちとしてはどうしても高等学校の無償化というものについては実現をしていきたい。これは、マニフェストの第1番目に我々の省としても位置づけていきたいということでありませう。

その上で、実は財源という議論が今進んでおりまして、それぞれの段階で詰めていくわけです。それで詰めていく中で、うちの大臣の判断としても、特定扶養控除について完全に廃止をするということ、これは問題外、これはマニフェストでは継続をするということなんですが、ただ、その額については、一度考慮のテーブルに上げて、そここのところの努力といいますか、うちの省の中での努力を考えてみるということ、こういう選択肢もあり得るということ、ひとつお話をさせていただくということ。

その理由というのは、資料の中の2ページにもあるように、さっきの話で扶養控除年少のところ、38万円ぽんと下がってしまうわけですね。そうすると特定扶養控除だけで、このまま手を付けずに行けば、63万円という額が残っていくということになりまして、非常にある意味で、極端にいびつな状況になってくるということもあるので、こここのところの調整も兼ねてバランスを取っていくという配慮が必要なのかなということ。

それから、仮に調整するにしても、実質的に差し引きしたら減ってしまったとか、そんな話ではだめなので、無償化ということがそれぞれ一番近いレベルで、多少とも実現ができるような、そういうような制度設計をしていかなければならない。これは大原則だと思うんですが、そういうことを前提にして、弾力性を持ってこれに対応していくという用意があるということ、これを表明させていただいて、提起させていただきました。

○峰崎財務副大臣

新たに重要な提起がございました。その際、どのような制度設計というか、特定扶養控除内における縮減の在り方というか、圧縮の在り方というか、その点について次回までも文部科学省の方で、ちょっと考えていただけていただけますか。そのスキームを出していただけて、全体として議論したいと思っております。本来ならば、そのことを全体としてまず提起して、それから意見をいただければよかったんですが、大変貴重な提起をいただきまして。

○中川文部科学副大臣

そのことだけを提起させていただきたいと思っております。

○峰崎財務副大臣

以上、新しい提起がありましたので、特定扶養控除の在り方についても少し議論を継続すると、新しい提起が文科省から出てくる。

それから、23歳から69歳の問題は、厚労副大臣の方をお願いをして、これらの点についての論点を少しまとめていただけて少し御報告をいただけて、今日の議論の方向をまとめていくということで整理をしたいと思っておりますし、この点についての在り方は非常に

重要な議論だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、実は皆さんに前回お約束をしておりました、国家戦略局の皆さん方にマニフェスト条項の中に、今、どんな状況になっているのかということについてお話を聞こうではないかということで、菅国家戦略局担当大臣に、本来ならば来ていただきたかったんですが、この間の企画委員会で、私が質問するときも実はおられなかったということで、報告することが今日ではできませんけれども、是非、来年度の予算の大きなフレームみたいなものができる段階において、できれば税制調査会の論議をする上に当たって優先順位やマニフェスト項目を含めて、どんな位置づけになっているのか、もし聞かせていただければ、そのことが非常に我々の論議に役に立つのではないかと思っております、まだ全然承諾をいただいておりますけれども、それらの場をつくっていきたいというふうに考えておりますので、次回、またその報告ができればと思っております。

原口会長代行、最後までおみえになったので、一言最後に御意見をいただきたいと思ひます。

○原口総務大臣

本当に活発な御議論をありがとうございます。阿部さん、精緻な御議論ありがとうございます。

私たち2つのことを、今、申し上げたいと思ひます。マニフェストで国民に約束したことよりも、いわゆる自公政権がつくった予算が先に行って、私たちのマニフェスト項目は後置するということは絶対にあってはならないというふうに思ひます。

今までのしがらんだ予算や税の仕組みから決別しようとしているわけですがけれども、1つだけ決別できないものがあります。それは、彼らが残した負の遺産、莫大な財政赤字ということであります。

これは菅国家戦略担当大臣、副総理のお話がありましたけれども、一方で、財政がどうサステナブルなのかということも私たちは見ながら税制の議論をしていかなければいけないと思ひます。よく、グロスの債務とネットの債務、これは中川さんとも一緒に当選したときに、本を書かせていただきました。一体我が国のグロスの債務は幾らで、ネットの債務はどうなっているのか、財政のサステナビリティはどうなっているのか、そういう大枠の議論から、今日お話をされたような、まさに生活が第1、命が第1という税制は何なのかということの結論を得ていきたいと思ひますので、引き続きよろしくお願ひします。

今日は、本当に活発な御議論をありがとうございました。

○峰崎財務副大臣

どうもありがとうございました。それでは、これで終わりたいと思ひますが、次回は月曜日に、後で事務方の方から時間、その他を御連絡申し上げたいと思ひます。今日は金曜日なので、本来ならば何時からというふうに言えばいいんですけれども、ちょっとまだ打ち合わせがついておりません。

なるべく早目に、夜に差しかからないように、国会が終わっていますので。それでは、以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

傍聴されている皆さん、記者会見は間もなくこの場所で行います。終わります。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性あることをご承知おきください。